

## 保険証が新しくなります

申請の手続きは必要ありません

新しい後期高齢者医療の「保険証」を7月下旬に加入者の皆さん全員に送付します。

なお、保険料を滞納している方については、納税相談のうえ、窓口での交付となりますので、あらかじめご了承ください。

### 《今までお使いの保険証》

(有効期限) 平成28年7月31日まで

※8月1日以降は使用できません



### 《新しい保険証》

(有効期限1年間) 平成28年8月1日から

平成29年7月31日まで

### ☆保険証の詐取にご注意ください!

広域連合や市町村職員になりすまし、保険証をだまし取るという事件が発生しています。

手口は「保険証の更新時期なので、古い保険証を回収に来ました。新しい保険証は後日郵送します」と説明し、だまし取るというものです。



だまし取られた保険証は、身分証明書として悪用される場合がありますので、十分にご注意ください。

○職員が直接訪問し、古い保険証を回収するようなことはありません。

○不審な訪問を受けた場合は、絶対にその場で保険証は渡さず、お問い合わせ先へご連絡ください。

## 医療費の自己負担額

被保険者の所得に応じて、自己負担額の割合と上限が異なります。

| 所得区分   | 現役並み所得者         | 住民税課税世帯<br>(一般)               | 住民税非課税世帯<br>(低所得Ⅰ) ※ | 住民税非課税世帯<br>(低所得Ⅱ) ※ |
|--------|-----------------|-------------------------------|----------------------|----------------------|
| 自己負担割合 | 3割負担            | 1割負担                          |                      |                      |
| 上限額    | 外来のみ<br>(個人単位)  | 44,400円                       | 12,000円              | 8,000円               |
|        | 外来+入院<br>(世帯単位) | 80,100円+<br>(医療費-267,000円)×1% | 44,400円              | 15,000円              |

※非課税世帯に属する方は、限度額適用・標準額減額認定証の交付を受けることができます。

### ☆限度額適用・標準負担額減額認定証とは

低所得区分の上限額は、一般よりも低く設定されていますが、医療機関には一般と同等の負担額を一旦支払い、その差額を後から高額療養費として支給されることとなります。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関等に提示すると、最初からその月に支払う上限額が低所得区分のものとなり、食事代も減額されます。

### ▷限度額適用・標準負担額減額認定証を送付します

現在、交付を受けている方で、引き続き世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方には、保険証と一緒に送付します。

なお、平成27年中の所得で、世帯員全員が住民税非課税の世帯であっても、以前に交付を受けていない方には交付されません。交付を希望する方は、市民課又は各総合窓口センターに申請してください。

### お問い合わせ

○市民課国保年金係(本庁) ☎62-1118  
○森吉総合窓口センター ☎72-3115

○合川総合窓口センター ☎78-2112  
○阿仁総合窓口センター ☎82-2112

## 柔道整復、はり・きゅう、マッサージの医療費通知

被保険者証を使って医療機関の受診や柔道整復(整骨院等)、はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けた全被保険者に、「医療費通知書」を今年度から送付します。(送付は9月、1月、5月の年3回を予定)

医療費通知書には、受診・施術の回数や医療費などが記載されています。領収書と共に大切に保管してください。



# 後期高齢者医療制度の加入者の皆さんへ

### 後期高齢者医療制度とは

「75歳以上の後期高齢者」と「障がいのある65歳から74歳の前期高齢者」を対象とした医療保険制度です。

今回は、保険料と8月から使用する保険証の送付についてお知らせします。

### 後期高齢者医療保険料

平成27年中の所得に応じて保険料が決定します

保険料 = 均等割額 + 所得割額

(所得 × 所得割率)

※保険料の賦課限度額 57万円

### ◇均等割額と所得割率

|      |         |
|------|---------|
| 均等割額 | 39,710円 |
| 所得割率 | 8.07%   |

均等割額・・・県内の加入者全員に等しく納めていただく金額

所得割額・・・加入者本人の所得に応じて納めていただく金額

※所得が一定以下の世帯の方は、保険料が軽減されます。(軽減割合は右の表のとおり)

保険料をお知らせする通知書は、7月中旬に皆さんへ送付します。

### 保険料の納め方

納付方法は、特別徴収と普通徴収の2通り

原則は、年金からの天引き(特別徴収)ですが、条件により納付書や口座振替(普通徴収)で、納付していただきます。

▷特別徴収・・・年6回の年金受給時に年金受給額から保険料が天引きされます。

▷普通徴収・・・7月末から翌年2月までの最大年8回、市役所や市内金融機関の窓口、又は口座振替で納めていただきます。

### ～普通徴収の方へ～

#### ☆納付は口座振替が便利です

納付書で保険料を納める方については、納め忘れや納付書の紛失が多発していますが、口座振替の手続きをすれば、納め忘れや納めに行く手間が無くなり、とても便利です。

口座振替を希望する方は、通帳と通帳印をお持ちになって金融機関の窓口でお手続きください。

### ◎均等割額の軽減割合

| 世帯主及び被保険者の総所得金額が下記基準を超えない世帯        | 軽減割合 |
|------------------------------------|------|
| 基礎控除額(330,000円)                    | 8.5割 |
| 被保険者全員の年金収入が80万円以下で、その他各所得がない      | 9割   |
| 基礎控除額(330,000円)+265,000円×被保険者の数    | 5割   |
| 基礎控除額(330,000円)+480,000円×被保険者の数    | 2割   |
| 後期高齢者医療に加入する前日に、職場の健康保険等の被扶養者であった方 | 9割   |

### ◎所得割額の軽減割合

| 被保険者本人の総所得金額等                    | 軽減割合 |
|----------------------------------|------|
| 58万円以下(年金収入のみの場合は、153万円～211万円以下) | 5割   |

## ジェネリック医薬品(後発医薬品)に関する差額通知

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、最初に作られた薬(新薬:先発医薬品)の特許が切れてから同等の有効成分を使って作られた安価な薬です。

ジェネリック医薬品に切り替えることにより、自己負担額を300円以上削減できると見込まれる方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします。(7月、2月に送付予定)

ジェネリック医薬品への切り替えにあたっては、主治医や薬剤師にご相談ください。